

年金局 重点事項説明資料

- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要
- 平成16年年金制度改革における年金財政のフレームワーク
- 基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋
- 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(抜粋)
- 社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について
- 社会保険事務局等から地方厚生局へ移管する業務

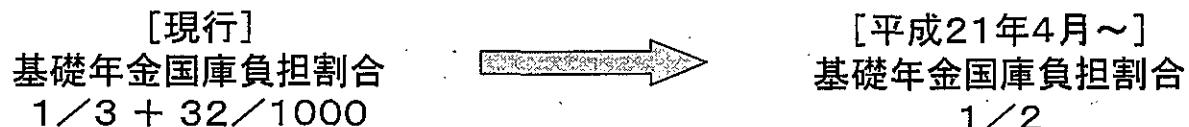
平成21年1月20日(火)

全国厚生労働関係部局長会議

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

1 法案の趣旨

- 年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準(現役世代の手取り収入の50%)を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための所要の措置を講ずる。



2 法案の概要

- 平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するために、平成21年度及び平成22年度においては、財源確保法の規定に基づき財政投融資特別会計から一般会計への繰入れを行うことにより、2分の1との差額を負担する。
- また、老齢基礎年金の額計算に関しては、平成21年度及び平成22年度の全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と評価する等の措置を講ずる。
- その後税制改正法に基づく税制の抜本的な改革により所要の安定財源を確保した上で、2分の1を恒久化する。なお、それまでの間は臨時の財源により上記と同様の措置を講ずるものとする。
- 基礎年金の最低保障機能の強化等に関する検討を進め、制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。(検討規定)

3 施行期日 平成21年4月1日

平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

平成16年の年金制度改正においては、今後更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政のフレームワークを構築。

※5年ごと(次期:平成21年)に法律に基づき、財政検証(長期的な財政収支の見通しを作成し、16年改正の財政フレームの有効性を確認)。

16年改正のフレームワーク

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定（※保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）

厚生年金: 18.30% (労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

国民年金: 16,900円 (平成17年4月から毎年280円引上げ) (平成16年度価格)

【参考】現在(平成20年10月)の保険料: 厚生年金15.35% 国民年金14,410円

② 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

標準的な年金の給付水準について、現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。今後の少子化の中でも年金を受給し始める時点で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回る。

【参考】現在(平成20年度)の年金額: 基礎年金(40年加入) 月額66,008円

厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額) 月額232,592円

③ 積立金の活用

おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる。

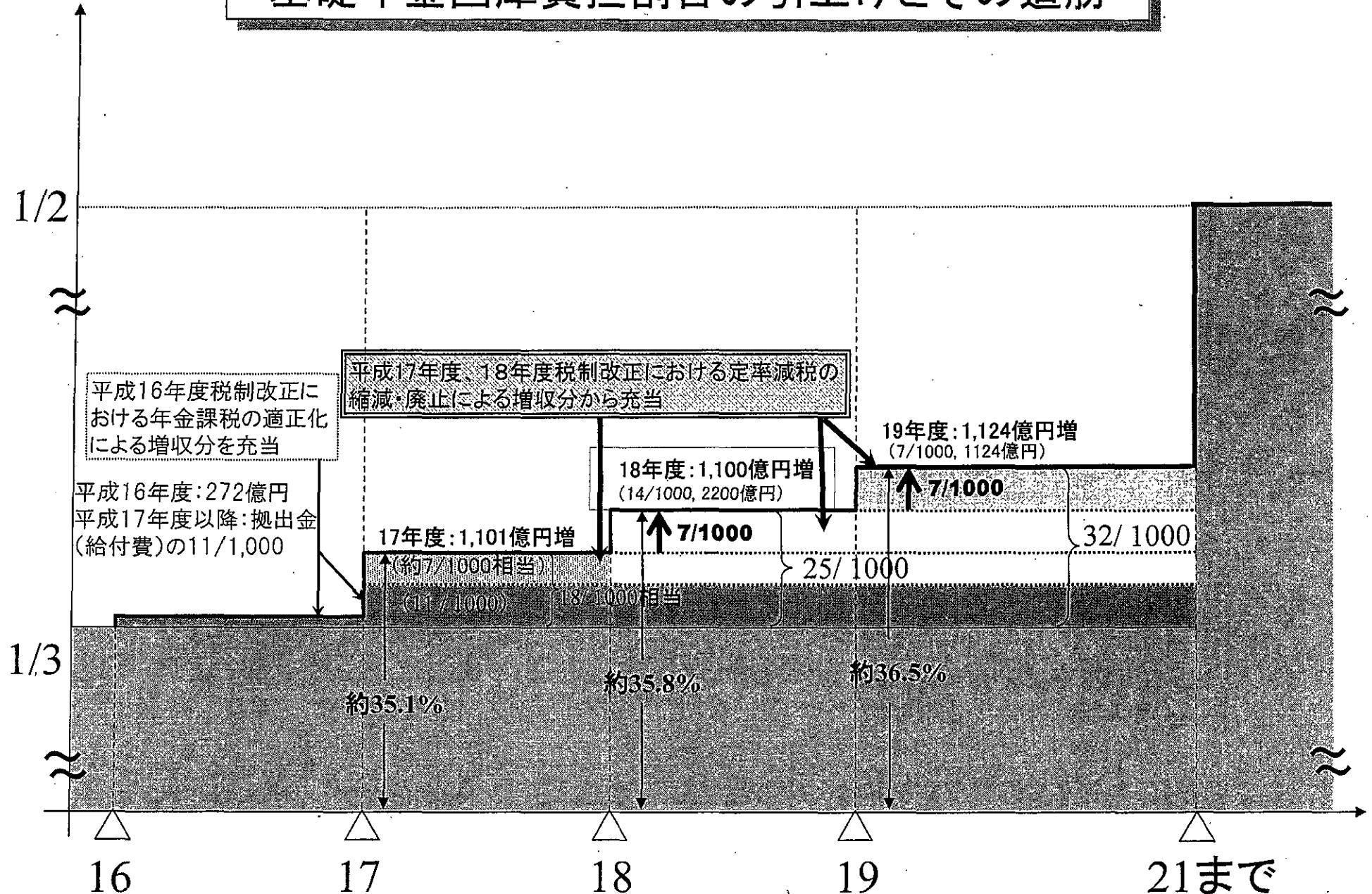
④ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

所要の安定的な財源を確保する税制抜本改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることが法律上明記。



年金制度を持続可能なものとするためには、上記①～④のフレームがすべて実働することが必要不可欠。国庫負担2分の1引上げは残された最後の課題。

基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋



持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた
「中期プログラム」（平成20年12月24日 閣議決定）—抜粋—

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

III. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代

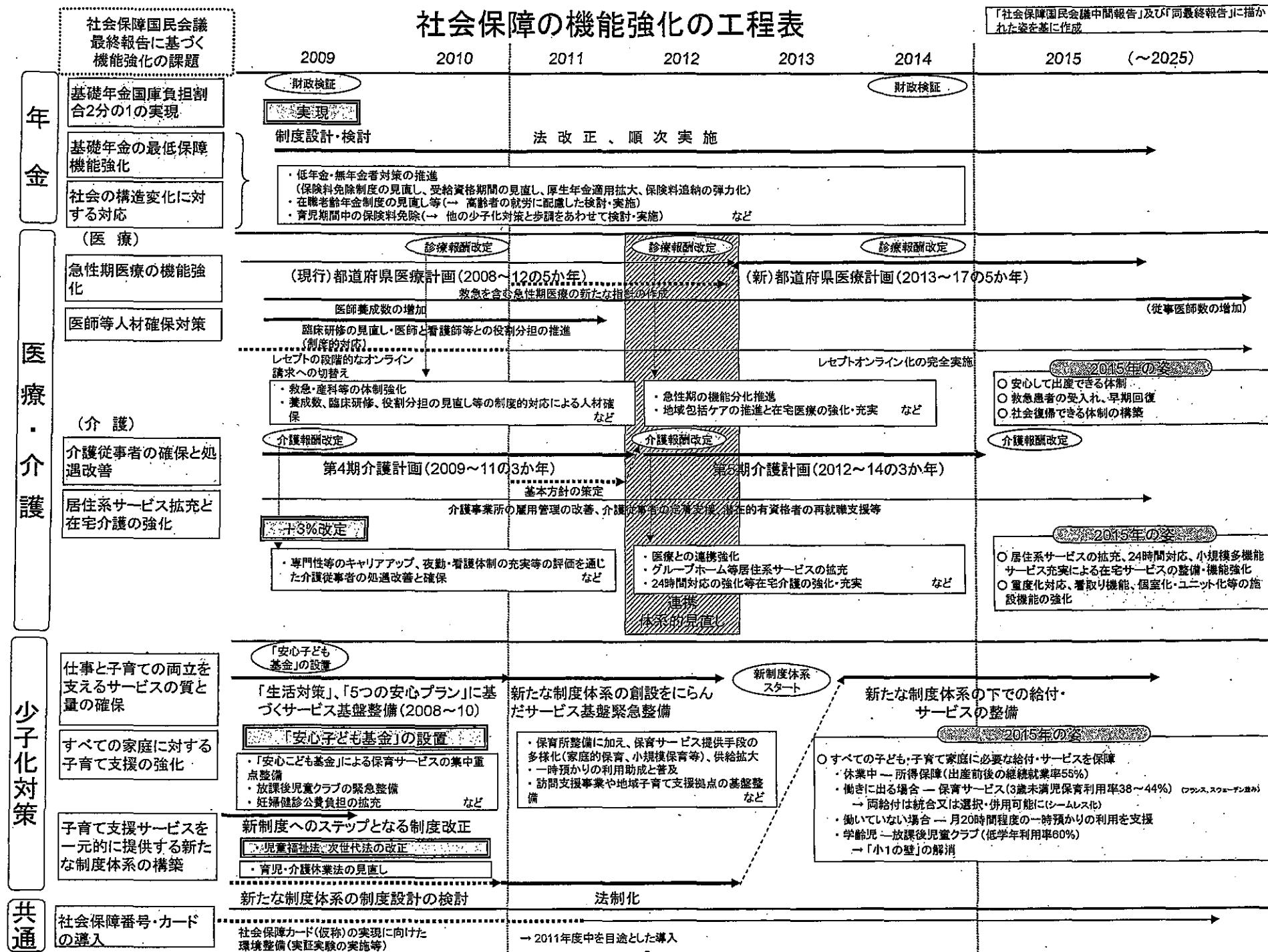
半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

V. 中期プログラムの準備と実行

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。なお、Ⅲ. 1. (1) における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置を講ずるものとする。

社会保障の機能強化の工程表

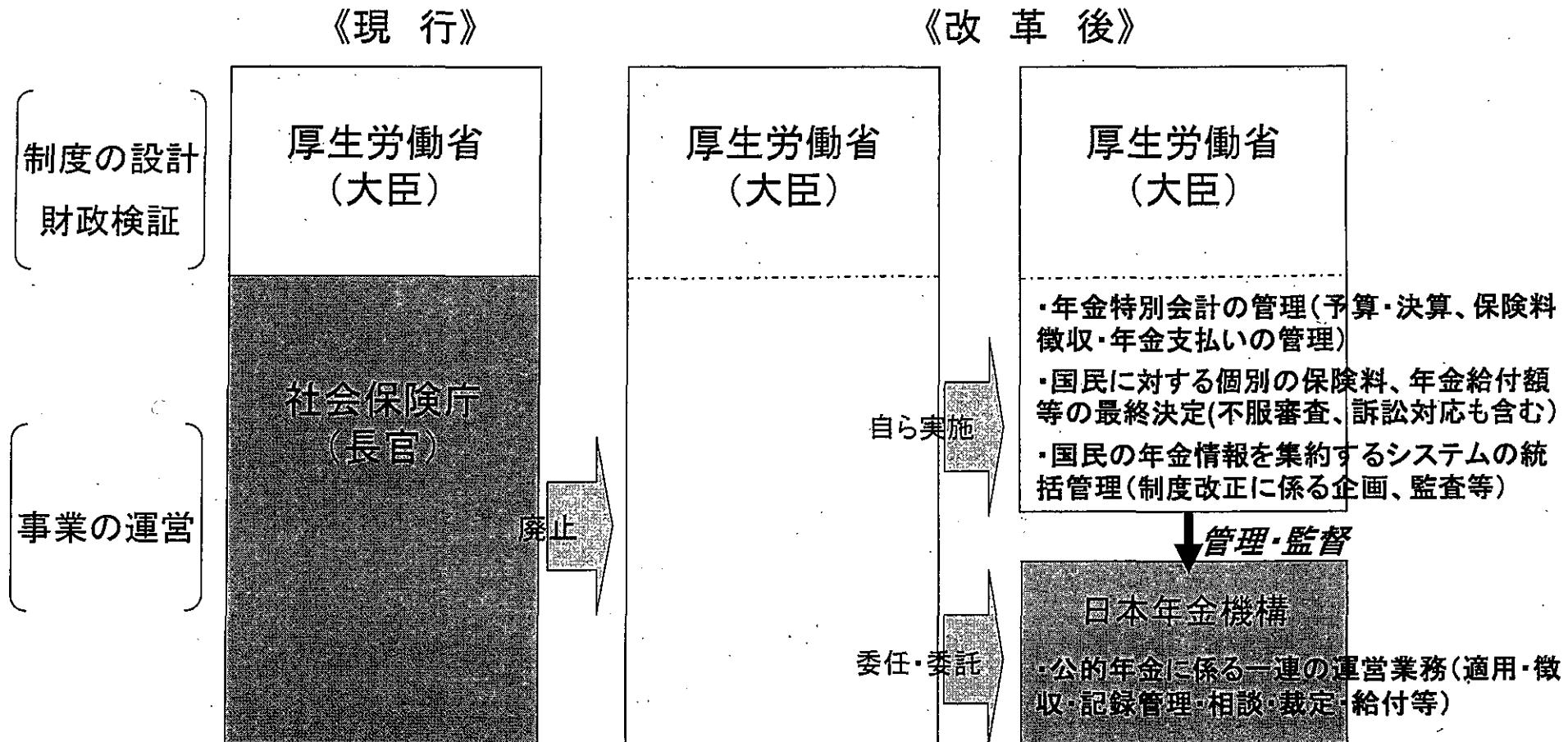
「社会保障国民会議中間報告」及び「同最終報告」に描かれた姿を基に作成



社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について

国民の信頼に応えることができる公的年金の運営体制とするため、

- ① 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、
- ② 新たに日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。



社会保険事務局等から地方厚生局へ移管する業務

- 国が引き続き担う①審査請求の対応、②市町村等地域との連携支援については、厚生労働省（地方厚生局）で行う。
- また、日本年金機構法に基づいて新たに厚生労働大臣の業務とされたもの（国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可等）については、機構の職員が所属する事務所に身近な行政機関（地方厚生局）で行う。

[社会保険事務局等(平成20年10月～)] → [地方厚生局(平成22年1月～)]

社会保険事務局(47局)

■ 総務部門

■ 運営部門

■ 事務センター(47か所)

■ 社会保険事務所(312所)

【審査請求】

年金給付の処分決定に係る審査請求の対応

など

【市町村等地域との連携支援】

年金委員の委嘱、市町村の法定受託事務への指導・助言、市町村事務費交付金の交付
など

【国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可】

機構が行う立入調査・滞納処分の認可、滞納処分に関する国税局との調整
など

【年金記録問題への対応】

オンライン記録と紙台帳等の記録との突合せ、市町村及び企業等との連携強化

社会保険庁本庁から厚生労働省本省へ移管する業務

- 社会保険庁の業務を仕分けし、今後、厚生労働省（本省）が担う業務は、次のとおり。

[社会保険庁本庁(平成20年10月～)] → [厚生労働省本省(平成22年1月～)]

